明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○政治資金規正法の一部を改正する法律（一）　三
○政治資金規正法等の一部を改正する法律（二）　五
○政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（三）　六
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（四）　七
○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（五）　八
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一）　八
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**三）　九
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**同**四）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一二
裁判所
破産、免責関係　一三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一三
会社その他
会社決算公告　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇政治資金規正法の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

1　渡切りの方法による経費支出の禁止

㈠　政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとした。（第八条の二の二関係）

㈡　政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこととした。（第二条第三項関係）

㈢　㈠に伴い、政策活動費を充ててした支出の項目別の金額及び年月の収支報告書への記載に係る規定（政治資金規正法第一三条の二）及び政策活動費の使用状況の公開等に関する制度の検討に係る規定（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六四号）第一四条）を削除することとした。

2　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇政治資金規正法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　政治資金規正法の一部改正関係

1　収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

㈠　政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化

政党本部又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとした。（第一四条第三項関係）

㈡　収支報告書に係るデータベースを用いた公表

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこととした。（第二〇条第五項関係）

2　外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

㈠　政治資金パーティーの対価支払関係

(1)　何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこととした。

(2)　外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこととした。

(3)　政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとした。（第二二条の八第四項及び第六項関係）

㈡　政治活動に関する寄附関係

外国人・外国法人等が政治活動に関する寄附をすることについても、㈠(2)と同様の規定を設けることとした。（第二二条の五第三項関係）

二　租税特別措置法の一部改正関係

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとした。（第四一条の一八関係）